

Q



電子帳簿保存法の内容に変更があったとのことですが、変更点を教えてください。

A



電子取引データの保存方法について、出力書面の提示や提出・データのダウンロードの求めに応じることができれば、一部要件を不要にする、等の猶予措置ができました。

●改正概要●

電子帳簿保存法における①電子帳簿保存の優良な電子帳簿の範囲が明確化され、②スキャナ保存の要件緩和、③電子取引に係る保存要件の緩和がされることになりました。

	対象者	内容	メリット
電子帳簿等保存	希望者のみ	パソコンで作成した帳簿を電子データのまま保存する制度 例) ・会計ソフトで作成した仕訳帳 ・パソコンで作成した請求書	“優良な電子帳簿”の要件を満たした場合過少申告加算税が5%軽減
スキャナ保存	希望者のみ	取引先から受領した紙の領収書や請求書をスマホやスキャナで読み取り電子データとして保存する制度	一定の要件を満たしてデータ化すると紙の資料を廃棄できるため資料の保管場所が不要
電子取引データ保存	法人・個人事業者は対応が必要	電子データで受領した請求書や領収書を電子データのまま保存する制度	紙の保管スペースが不要

	改正前	改正後
電子帳簿等保存	優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の範囲 ①仕訳帳 ②総勘定元帳 ③その他必要な帳簿 (全ての青色関係帳簿)	①仕訳帳 ②総勘定元帳 ③その他必要な資料 (一定の記載事項のものに限定)
スキャナ保存	①解像度、諧調、大きさに関する情報の保存が必要 ②スキャナ保存に関する入力者等情報の保存が必要 ③スキャン文書と帳簿との相互関連性の保持	①廃止 ②廃止 ③重要書類に限定
電子取引データ保存	検索機能の全てを不要とする措置の対象者 ①売上高が1,000万円以下の事業者 2022.1.1～2023.12.31 (2年間の猶予措置) やむを得ない事業があると認める事業者を対象に、 原則：電子データ保存 容認：紙出力 (書面の提出の求めに応じる)	①売上高が5,000万円以下の事業者 ②「出力書面を整理された状態で提出できる事業者」を新たに追加 2024.1.1～ (新たな猶予措置) 「相当の理由」と認める事業者 原則：電子データ保存 容認：紙出力 (書面の提示、データのダウンロードに応じる)

出典：財務省 令和5年度税制改正 より一部参照にて作成

令和6年1月1日以後に行う電子取引情報に係る電磁的記録について適用

POINT



今回の改正により、事業者に求められていた電子取引データの保存について相当な理由があると認められた事業者については現行の紙での保存も容認されることが無期限で恒久化されました。今後は、相当な理由の定義について確認する必要があります。

執筆者：山田